

## 静岡県耐震診断補強相談士について

---

### ◆ 静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）とは

プロジェクト「TOUKAI-0<sup>+</sup>」総合支援事業において、木造の既存住宅の耐震診断等の業務を行っていただく高い専門性を有する技術者として、知事が認定した方です。

⇒静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（以下「認定制度要綱」という。）第1

### ◆ 相談士の資格要件等

知事は、静岡県内に在住又は在勤の建築士（1級、2級、木造）又は大工（実務経験7年以上）で、かつ県指定の講習会を受講した方を、申請に基づき相談士として認定します。

⇒認定制度要綱 第3(1)・第4(1)

### ◆ 登録者名簿の公表

知事は、相談士の登録者名簿を作成し、県及び市・町の窓口等で公表します。

⇒認定制度要綱 第6

### ◆ 相談士の任務

相談士には、プロジェクト「TOUKAI-0<sup>+</sup>」総合支援事業において、建設業法及び建築士法等関係法令の定めるところに従い、木造の既存住宅に係る耐震診断、耐震相談、補強計画の策定又は耐震改修等の業務を行っていただきます。

⇒認定制度要綱 第7(1)

### ◆ 建築士事務所に属する相談士の業務

プロジェクト「TOUKAI-0<sup>+</sup>」総合支援事業における業務のうち、以下に掲げるものは、建築士事務所に属する相談士が行うこととされています。

- (1) わが家の専門家診断事業における耐震診断及び耐震相談
- (2) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）、木造住宅の建替え・除却事業、木造住宅の移転事業、木造住宅の簡易改修事業、木造住宅の部分補強事業及び木造住宅の外部改修事業の要件を確認するための耐震診断
- (3) 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）、木造住宅の簡易改修事業及び木造住宅の部分補強事業における補強計画の策定及び改修後の耐震性の評価

⇒プロジェクト「TOUKAI-0<sup>+</sup>」総合支援事業費補助金交付取扱要領 第5

### ◆ 相談士の責務

- (1) 任務の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはなりません。
- (2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行していただきます。
- (3) 木造の既存住宅の耐震化の促進に努めていただきます。
- (4) 任務の遂行に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、講習会等の受講に努めていただきます。

⇒認定制度要綱 第8